

V その他

1 本社機能の移転・拡充に対する支援

本社機能の移転や拡充を行う事業者が、県から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることにより、課税等の特例の支援を受けられます。

(1) 支援内容

- ① 中小企業基盤整備機構による債務保証
保証限度額 15 億円
- ② 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例
特別償却又は税額控除の選択
- ③ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例
増加雇用数に応じて税額控除

(2) 主な認定要件

- ・ 事務所や研究所、研修所など本社機能を有する施設の移転・整備を行うこと
- ・ 増加させる常時雇用する従業員が 5 人（中小企業者は 2 人）以上であること
- ・ 施設整備に係る計画期間が県の地域再生計画の計画期間であること
- ・ 風俗営業等に該当する事業の事業者でないこと

詳細は下記 HP をご確認ください。

本社機能の移転・拡充に対する支援のお知らせ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/chiikisaisei.html>

【担当窓口】 県商工労働部 商工政策課 企画調整グループ
TEL 017-734-9366 FAX 017-734-8106
県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 FAX 017-734-8109

2 EC サイト活用事業者支援事業費

自社に適した販路開拓を自ら行う事業者の育成に向けて、食品分野や非食品分野（クラフトや日用雑貨等）の EC サイトを活用した販路開拓に取り組む県内事業者のノウハウ取得を支援します。

(1) EC サイト向けノウハウ取得支援

① 講座の開催

EC サイト向けの商品開発や販売先 EC サイトの選定方法、新たな販売チャネルにおける販路開拓に向けた講座を開催します。

② 成果発表会の実施

(2) の成果発表会を開催し、その事業の成果を広く周知することにより、EC サイトを活用した販路開拓に関心のある県内事業者へノウハウを波及します。

(2) EC サイト活用支援

① 専門家による個別指導

EC サイト向けの商品開発や情報発信手法など、各事業者の課題解決に向けて専門家による個別指導を実施します。

② 複数の EC サイトにおいてテストマーケティング

モールやセレクトショップ等の EC サイトにおいてテスト販売を実施します。

③ テスト販売結果のフィードバック

テスト販売結果等を参加事業者にフィードバックします。

④ EC サイトバイヤーによるアドバイス会議

テスト販売終了後、各 EC サイトバイヤー等を県へ招聘し、アドバイス会議を開催します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 地域資源活用推進グループ
TEL 017-734-9375 FAX 017-734-8107

3 ものづくり企業スマート化促進事業

新型コロナの影響により先行きの不確実性が高まる現状において、県内ものづくり企業が環境変化に対応していくためには、自社の経営戦略に即したスマート化・デジタル化を進め、企業変革力を高める必要があります。本事業では、このような新型コロナの影響で顕在化したものづくり企業の課題を解決するため、意識啓発から具体の導入支援まで一貫して取り組みます。

(1) 企業変革力を高めるための意識啓発

企業変革力を高めるために県内ものづくり企業が取り組む必要がある経営資源の再構成・経営戦略の再構築を促進するフォーラムを開催します。

(2) スマート化・デジタル化に向けた理解促進

セミナーや現場見学会等に加え、出前研修や設備導入診断・助言により、スマート化・デジタル化に関する理解促進を図ります。

(3) スマートものづくりに向けた先端設備（ロボット・IoT・AI）導入支援

先端設備の導入により企業変革力向上に取り組む県内ものづくり企業に対し、導入経費の一部を補助し、スマート化・デジタル化を直接的に後押しします。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

4 地域事業承継促進・後継者育成事業

新型コロナによる県内中小企業への影響を踏まえながら、国の支援事業と連携して、地域主体の事業承継支援体制の強化や経営者の承継意識の向上を図るとともに、後継者候補の人財育成等に取り組むことで県内中小企業の円滑な事業承継を促進します。

(1) 地域主体事業承継支援体制の強化

① 地域事業承継サポートミーティングの実施

県内6地域に事業承継支援に係る情報共有・意見交換の場である「地域事業承継サポートミーティング」を設置し、地域主体の事業承継支援を推進します。

② 地域主体事業承継支援モデルの構築

地域における支援スキルの向上のため、事業承継支援モデルを構築します。

(2) ベンチャー型事業承継の普及

① ベンチャー型事業承継セミナーの実施

若手後継者候補等に対し、ベンチャー型事業承継を普及・促進するセミナーを実施します。

② ワークショップの開催

ベンチャー型事業承継に関するワークショップを開催します。

(3) 承継意識の向上

① 第三者承継フォーラムの開催

県内中小企業や支援機関等に対して第三者承継を啓発するためのフォーラムを開催します。

② 新聞広告・テレビCM等の実施

マスメディアと県広報媒体の活用により、県内中小企業の経営者等の事業承継に取り組む意識を喚起します。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

5 創業・起業スタートアップ支援事業

魅力あふれる多様なしごとづくりや、創業による地域社会への貢献度向上のため、女性・U I Jターナーを対象とした創業の促進や支援プラットフォームの機能強化、地域課題の解決に資する創業事例の創出に取り組めます。

(1) 女性・U I Jターン創業の促進

① 首都圏女性を対象としたU I Jターン創業の誘致

県内女性起業家による首都圏への情報発信、創業希望者との交流や県内ショートステイを実施します。

② 女性創業への支援環境の整備

女性起業家等の交流会を開催するとともに、女性インキュベーションマネジャーを配置し伴走型支援を行います。

③ U I Jターン創業のPR

U I Jターン創業事例集の配布や首都圏イベントへの創業者派遣等を行います。

(2) 支援プラットフォーム機能の強化

① 地域インキュベーション体制の確立

(公財) 21 あおもり産業総合支援センターにインキュベーションマネジャーを配置し、県内外での伴走型支援や相談ルームへの派遣を行うとともに、女性インキュベーションマネジャー等を養成します。

② メンター（先輩起業家）を活用した支援環境の整備

メンターを活用し、町村部等での少人数交流会（スタートアップカフェ）を実施します。

③ 合同支援制度説明会の開催

市部で、関係機関等が一堂に会した各種支援制度の説明会を開催します。

(3) 地域課題解決型創業事例の創出支援

県内の地域課題のニーズ・シーズを顕在化し、課題解決に資する創業モデルの提示、事業化の支援を行います。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

6 事業承継税制・金融支援・経営承認借換関連保証の認定

平成29年4月1日から都道府県が事業承継税制（※1）・金融支援（※2）の申請及び認定の窓口になりました。

※1 事業承継税制… 後継者が、非上場の株式等を相続や贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。平成31年4月より個人事業者が事業用資産を承継する際の相続税・贈与税を納税猶予する個人版事業承継税制が開始。

※2 金融支援… 株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

7 レッツBuy あおもり新商品認定事業

新商品開発や新事業創出に積極的に取り組む県内中小企業者等が開発し製造する新商品を県が認定し、レッツBuy あおもり新商品としてPR等に努めることや、当該商品を随意契約により購入することで、新商品開発や販路拡大を支援します。

（1）申請者の要件

次のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する方

- ・県内に本店又は主たる事務所を有する者
- ・県内に工場又は事業場を有する者
- ・県内に住所を有する個人

（2）対象商品

- ・概ね5年以内に開発されたものとし、新規性、有益性、実現性等に照らして審査会で認定されます。
- ・医薬品、食品は対象外です。

（3）支援策

- ・（公財）21 あおもり産業総合支援センターによる首都圏販路開拓支援
- ・報道機関への情報提供やホームページにおける商品の紹介
- ・トライアル発注全国ネットワークを通じた情報発信
- ・民間企業とのビジネスマッチング
- ・首都圏等での展示会への出展等への推薦

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

8 台湾ビジネス交流リスタート事業

これまでの台湾とのビジネス交流に関する取組に加え、更に、本県ものづくり企業と台湾企業の技術連携加速化のためのビジネスマッチング機会の拡充と、「あおりPG」のプロモーション強化を行うことで、コロナで落ち込んだ台湾とのビジネス交流の再開・加速化を図ります。

(1) 台湾ものづくり企業技術連携リスタート事業

① 技術連携ビジネスマッチング in 台湾

内容：本県企業と台湾企業の技術連携のためのビジネスマッチングを追加で開催し、技術連携を加速化します。

② WEBビジネスマッチング in 青森

内容：台湾経済団体と連携したWEBビジネスマッチングを開催し、通訳を含めトータルで支援します。

(2) あおりPG台湾ビジネス挑戦事業

① 越境EC・WEBビジネスマッチング

内容：台湾薬事関連法に対応可能な商談マッチング支援者を配置し、越境ECやWEB商談等を中心とした台湾販路拡大を支援します。

② 台湾プロモーション

内容：台湾での「あおりPG」ブランド浸透を図るため、知事による現地プロモーション等を実施します。

③ お土産として選ばれるインバウンド向けPG商品PR強化支援

内容：現地インフルエンサーを招聘し、効果的な情報発信の検討等を実施します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115
〃 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420 FAX 017-734-8115

9 デザイン等知財活用製品開発促進事業

意匠法改正をビジネスチャンスととらえ、デザイン（意匠）・技術（特許）等を活用した製品開発を知財面から支援し、県内企業の競争力強化及び新事業等の創出を促進します。

(1) 専門家等との連携によるデザイン活用製品開発支援事業

企業が保有する潜在的なデザイン（意匠）保護を支援するとともに、クリエイターなどの専門家や支援機関と共にチームで支援することにより、企業デザイン力を向上させ、デザイン（意匠）を活用した製品開発につなげます。

(2) 高付加価値製品の海外進出に対する伴走支援事業

デザイン（意匠）・技術（特許）の視点を取り入れた高付加価値製品の海外（台湾等）進出を知財面から支援します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

10 新事業等創出セミナー開催事業

知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるため、事業者、大学等研究機関、金融機関及びその他関係機関を対象としたセミナーを開催します。

※関係事業

- ・知的財産活用新事業創出推進事業
- ・デザイン等知財活用製品開発促進事業など

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 知的財産支援グループ（青森県知的財産支援センター内）
TEL 017-734-9417 FAX 017-734-8116

11 青森県内企業と台湾企業とのビジネス交流スタートアップ支援

平成30年12月に「イノベーション・ネットワークあおもり」と「台日商務交流協進会」及び「台北市進出口商業同業公会」との間に締結した経済交流覚書に基づき、青森県と台湾の経済発展に向けてビジネス交流に関する支援を行います。

(1) 概要

青森県企業又は台日商務交流協進会及び台北市進出口商業同業公会会員企業が、日台企業間のビジネス交流を希望する場合、以下の支援を行います。

- ① 面談候補企業の選定 ② 面談日程の調整（初回のみ）
- ③ 打合せスペースの提供 ④ 通訳サービスの提供（初回顔合わせのみ）
- ⑤ 事務局の同行（初回のみ）

(2) 費用

本支援に係る費用は原則として無料です。

ただし、通訳サービスの提供については初回顔合わせ時のみとし、2回目以降継続したやりとりが発生した場合は、通訳の確保・負担等は各企業にご対応いただきます。

（上記③④について、台北市進出口商業同業公会有料）

＜台日商務交流協進会＞

台日企業間のビジネス交流の促進に向け、多角的な支援を展開する団体。台湾中小企業を中心として会員数116名。

＜台北市進出口商業同業公会＞

貿易の発展・拡大を目的とした多くの活動を展開する民間企業団体。台北市及びその周辺都市を中心に会員企業約6,000社。

詳しくはホームページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/taiwan_business_startup.html

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115

12 台湾連携ものづくり・新ビジネス創出事業

グローバルな視野による県内企業のイノベーションの創出や競争力強化を図るため、台湾での交流会やビジネスマッチングの実施に加え、継続的な技術マッチング・企業支援を行います。

(1) 台湾とのネットワーク構築事業

県内企業の経営者や中核的人材を台湾に派遣し、台湾との連携による新たな事業展開や技術開発の促進に向けたネットワーク形成を図ります。

- ・内 容 現地の工場の訪問調査・情報交換、現地企業人との人脈形成等
- ・手 法 県内の誘致企業関連の海外現地法人、台湾経済団体・専門機関等の協力を得て実施

(2) 台湾技術連携支援事業

① 技術連携マッチング事業

（公財）21 あおもり産業総合支援センターコーディネーターが台湾のビジネス情報、台湾企業の技術ニーズ等を県内中小企業へ訪問により紹介し、今後の台湾への事業展開意向確認と台湾企業とのビジネスマッチング支援を行います。

② 台湾デザイン市場開拓事業

（地独）青森県産業技術センターの商品企画支援ツール「台湾版V-Cup」を活用し、ECサイトと連動した企画展及びテスト販売を通じて、県内製品のデザイン改良を推進し、県内企業の台湾進出を支援します。

(3) 情報関連産業ネットワーク構築事業

県内の情報関連企業を台湾に派遣し、今後の情報産業関連ビジネスの創出に向けたネットワークの構築を促進します。

- ・内 容 台湾の情報関連団体との交流会、関連企業訪問マッチング

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ものづくり技術振興グループ
TEL 017-734-9379 FAX 017-734-8115
" 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

13 テレワーク普及促進事業

県内企業のテレワークを活用した新しい働き方を普及するほか、県外企業の本県でのテレワークを促進し、ＩＴ人財の移住やＩＴ関連企業の進出を推進する。

- (１) 県内企業等テレワーク導入
テレワークに意欲的な県内企業等に対してＩＴの専門家を派遣し、テレワークの導入を支援します。
- (２) 県外企業の本県テレワーク促進
本県でのテレワークを検討している県外在住者や所属する県外企業等を対象として、本県でのテレワーク体験や継続的なフォローアップを実施し、本県テレワークを促進します。
- (３) ＩＴテレワーク人財交流促進
首都圏のＩＴ従事者を対象に県内ＩＴ企業やＩＴ人財とのマッチング交流会を開催するとともに、テレワーク等によりＵＩＪターンした県内のＩＴ人財同士の交流を推進し、ＩＴテレワーク人財のコミュニティづくりを促進します。

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

14 地域ビジネスデジタル化促進事業

県内産業の更なるＩＴ・ＩＯＴ化及び情報産業の活性化を目的に、県内企業による新たなＩＯＴビジネスモデルの実証等を行う。

- (１) 高度ＩＯＴ関連技術活用による先進的実証
県外ＩＴ事業者と連携し、新商品や高付加価値商品の開発に取り組むＩＯＴ実証を実施
- (２) 県内企業の経営課題を解決するＩＯＴ実証
県内ＩＴ事業者と県内フィールド提供事業者が連携して経営課題を解決するためのＩＯＴ実証を実施
- (３) 中小企業のＩＯＴ導入技術支援
ポストコロナに向けて必要となるＩＯＴ技術を県内企業に普及するための技術支援を実施

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

15 あおもり超スマート社会形成推進事業

５Ｇ等の新たなＩＴイノベーションの活用により、本県の地域社会が抱える課題を解決する先駆的な取組を実施し、あおもり超スマート社会の形成を推進します。

- (１) ５Ｇによる社会課題解決型ビジネス創出事業
５Ｇ通信事業者と県内事業者の連携により、県内をフィールドとして新ビジネス創出に向けた実証を実施
- (２) シェアリングエコノミーによる労働力不足対策事業
本県で深刻化している社会課題である労働力不足に対応するため、急速に普及が進むシェアリングエコノミーの考え方を活用した実証を実施

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 情報産業振興グループ
TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

16 産地で作る冷凍食品産業振興事業

県産農産物を産地で冷凍する優位性をセールスポイントとした高品質な冷凍食品の開発により、食品産業の新分野の成長を図ります。

(1) 推進体制の整備による商品開発

① 産地フレッシュ生産体制の構築

県産農水産物を産地で冷凍する「産地フレッシュ」の冷凍食品を開発するため、産地から加工、販売まで一体となった推進体制を構築

② 生産の推進

冷凍向け高品質野菜等の生産技術の確立

③ 冷凍技術の開発

県産農水産物に適した品目ごとの冷凍技術の開発

(2) 産業振興に向けた進行管理

① 県内関係者に対する情報提供

本事業の取組内容及び成果情報等を関係者と共有

② 試作品の開発

試作品を開発し求評を得ることで商品開発へ活用

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

17 ニーズ対応型フロースンフーズ創出事業

冷凍食品の国内市場拡大を踏まえ、県産農水産物を活用して現在の消費者等ニーズにあった冷凍食品の開発を図るため、県内食品加工業者に対し専門家を含めた緊急的かつ濃密な支援を実施します。

(1) 実需者ニーズに応えたフロースンフーズの商品企画と開発促進

① 実需者のニーズ収集

大手量販店等へのヒアリングによる商品企画案の作成

② 食品加工業者に応じた商品企画シートの作成と商品試作

県内の食品加工業者が冷凍食品を製造するに当たり、収集したニーズを現状の設備・能力等で製造可能な商品づくりの実施

(2) 開発したフロースンフーズの求評活動とブラッシュアップ支援

① 販売関係者、消費者等への求評活動

販売関係者及び消費者等への求評を行い、この評価をもとに試作品をブラッシュアップ

② 展示商談会等への出展支援

業界関係者に対する求評を行うための展示商談会への出展を支援

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ

TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

18 あおもり食品産業強化サポート事業（ビジネスチャンス拡大対策）

県外の中食・外食業者等を対象とした本県ならではの業務用食品の提案型セールス活動を展開しながら、取引先のニーズを把握し、県内食品加工業者とのマッチングを支援します。

- (1) 県内食品事業者と県外中食・外食業者等のマッチング支援
食品事業者の販路開拓力向上に向け、県外の中食・外食事業者等に対するセールス活動支援や、バイヤーの産地招請、産地商談会を実施
- (2) あおもり食産業支援サイトの運営
食品加工事業者の商品紹介、業務用食材のデータベースなどの情報をインターネットサイトで提供

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 食品産業振興グループ
TEL 017-734-9456 FAX 017-734-8158

19 トップブランド商品創出事業

本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、継続的に商品開発に取り組む意欲のある食品製造業者に対し、商品開発のコンセプトやターゲットの設定から試作品開発までの包括的な取組を支援します。

- (1) 対象者 県内食品製造業者
- (2) 内 容
 - ① 県内事業者へのヒアリング調査
商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握
 - ② 商品開発アドバイスの実施
食品製造業者を3事業者程度公募し、首都圏のマーケットに精通した専門家により、商品開発で重要となるコンセプト・ターゲットの設定や商品設計等について、事業者ごとの個別課題に応じたきめ細やかなアドバイスを実施
- (3) 募集方法
2021年4～5月に公募予定（総合販売戦略課のホームページに掲載）

【担当窓口】 県農林水産部 総合販売戦略課 ブランド推進グループ
TEL 017-734-9573 FAX 017-734-8158

20 企業の農業参入に対する支援

農業の多様な担い手を確保するため、企業等の農業参入を推進するとともに、既に農業参入している企業等の農業経営の安定に向けた取組を支援します。

(1) 企業農業参入研修会の開催

開催時期 2021年12月(予定)

開催内容 ① 県内外の優良事例発表・講演等

先進的な農業参入企業や農業経営者、コンサルタント等の専門家による事例発表や講演を行います。

② 関連施策の紹介

農業参入に役立つ関連施策(農地中間管理事業、融資制度等)について情報提供を行います。

(2) 相談窓口の設置

構造政策課及び各地域県民局に相談窓口を設置し、農業参入に関心のある企業からの相談に随時対応しており、必要に応じ栽培技術や支援制度等について助言・指導を行います。

【担当窓口】 県農林水産部 構造政策課 農地活用促進グループ

TEL 017-734-9462 FAX 017-734-8136

21 東アジアDX対応型輸出拡大支援事業

DXの進展に対応した取組を強化し、ECサイトでのデータ等を活用した県産品の販売戦略のPDCAによる、県産農林水産品等の輸出額・輸出量の増加、「青森ブランド」の確立を目指します。

(1) 現地ビジネスマッチング・フォローアップ強化事業

・現地コーディネーターによるオンライン等を活用した商談マッチングを行います。

(台湾・香港・中国)

(2) 現地越境EC企業等連携型PR・市場分析事業

・レストランなどの実店舗と現地ECサイトとの連携によるPRを行います。(台湾・香港)

・TECOグループと連携しFOOD台北等に出店します。(台湾)

・ECサイトからのデータを活用した県産品に係る販売戦略のPDCAを行います。(台湾・香港)

(3) 越境ECバイヤービジネスネットワーク強化事業

・現地ECバイヤー等を本県に招請し、商談会や産地訪問を行います。(台湾・香港)

(4) 商談マッチング支援事業

・現地バイヤー等を対象とした現地商談会を開催します。(香港)

(5) 体験型オンラインプロモーション事業

・酒蔵での実演販売など、BtoC向け体験オンラインプロモーションを行います。(台湾)

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ

TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

22 韓国誘客対策強化事業

北東北三県及び北海道合同によるソウル事務所を活用して、韓国市場をターゲットした県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

(1) バイヤー招請事業

県産品への理解を深めてもらうため、韓国からバイヤーを招請して、県内企業を訪問し、産地視察や個別商談等を行います。

(2) 商談会開催事業

ソウル市内において、現地バイヤー等との商談会を開催します。

(3) 販路開拓支援事業

韓国企業にサンプル品を提供するなどし、本県物産品のPRや韓国市場におけるニーズの把握を行います。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ

TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

23 あおもりビジネス海外展開推進事業

ものづくり企業（※）の幅広い海外取引や新たな海外ビジネスの実現のため、マッチング機会の創出等やフォローアップ・サポート体制の構築、現地でのスタートアップ支援を行い、更なる海外ビジネスの取組を支援します。

※県内ものづくり企業・・・県内で製造又は主たる加工がなされた工業製品（食料品、飲料・たばこ以外の製品）を製造・販売する企業

（１）県内中小企業海外展開 PR・サポート事業

工業製品や食品以外の幅広い商品の台湾・ベトナムへの輸出に向けて、ものづくり海外取引拡大アドバイザーを設置し、海外企業との商談支援やフォローアップを実施するとともに、県産品の輸出以外の新たな海外ビジネス展開に向けて、対応する専門家による相談支援を行います。

（２）海外バイヤー招請ビジネスツアー開催事業

これまで交流のある台湾ものづくり企業等とのネットワークを最大限活用し、本県企業との商談に意欲のある台湾企業を本県に招せいで、商談と企業訪問を組み合わせたビジネスツアーを実施する。

（３）現地商談マッチング・フォローアップ支援事業

県内中小企業の関心が高い台湾及び台湾とのつながりが深いベトナムにおいて、現地商談会を開催します。現地商談後は、引き続き、現地コーディネーター等と連携しながら、オンラインでの商談や代理店商談等によるフォローアップを実施します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

24 東南アジア有望市場販路拡大事業

県内企業の東南アジアへの輸出拡大を支援するため、商談機会の提供やビジネスパートナーの発掘、安定的な商流確立への支援を行います。

（１）タイ販路拡大事業

- ・ビジネスパートナーとして有望な店舗において、物産と観光が連携した物産展を実施することにより、「青森」ブランドを定着させ、輸出とインバウンド拡大の相乗効果を図り、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・高級日本食店や居酒屋など複数店舗で同時期に県産品メニューを提供する青森フェアを開催し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

（２）カンボジア県産品可能性調査事業

- ・信頼あるパートナーと連携し、現地富裕層等を対象とした試食求評会等を実施します。

（３）シンガポール販路拡大事業

- ・シンガポールのバイヤー等を対象とした商談会と、県内企業が現地企業を直接訪問して具体的な商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

（４）ベトナム販路拡大事業

- ・ベトナムにビジネスネットワークを有する企業を通じて、現地情報の収集やビジネスマッチングを行い、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。
- ・ベトナムのバイヤー等を対象に、商談会と県内企業が現地企業を直接訪問して具体的な商談を促進する企業訪問ツアーを一体的に実施し、県内企業の販路開拓・拡大を支援します。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

25 中小企業経営革新支援事業

青森県では、「中小企業等経営強化法」に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新を支援することにより、中小企業の創意ある向上発展に資することを目的として「中小企業経営革新支援事業」を実施しています。

(1) 法律の適用 「中小企業等経営強化法」の適用を受けるのは、以下の中小企業者又は組合等です。

○製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	資本金3億円以下又は従業員300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下又は従業員900人以下
○卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
○サービス業（下記以外）	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員200人以下
○小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

事業協同組合、協業組合、企業組合等の組合及び組合連合会も対象になります。

(2) 支援の受け方

手続きに従い、「経営革新計画」を作成し、青森県知事の承認を得る必要があります。計画期間又は事業期間3年から5年間（研究開発期間を含む場合は最大8年間）

① 経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組みによって当該企業の事業活動の向上に大きく資するものであり、概ね以下の5種類に分類されます。

- ・ 新商品の開発又は生産
- ・ 新役務の開発又は提供
- ・ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・ 役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

② 経営革新計画の経営目標について

経営革新計画として承認されるためには、下記のア、イの基準のいずれにも適合することが必要です。

ア 付加価値額の向上

付加価値額又は1人当たりの付加価値額のいずれかについて、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 9%以上
- ・ 4年間の計画の場合 12%以上
- ・ 5年間の計画の場合 15%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

一人当たりの付加価値額＝付加価値額／従業員数

イ 給与支給総額の向上

給与支給総額について、計画の最終年度までの伸び率が次の一定基準を超える伸びを示していることが必要です。

- ・ 3年間の計画の場合 4.5%以上
- ・ 4年間の計画の場合 6.0%以上
- ・ 5年間の計画の場合 7.5%以上

給与支給総額＝役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当

各種手当には、残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

(3) 支援策の概要

申請した経営革新計画が承認された場合、以下の支援措置が利用できます。

- ① 政府系金融機関による低利融資制度
- ② 「選ばれる青森」への挑戦資金（県の制度融資）
- ③ 中小企業信用保険法の特例（信用保証の特例措置）
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ⑤ 高度化融資制度
- ⑥ ベンチャーファンドからの投資
- ⑦ 特許関係料金減免制度
- ⑧ 販路開拓コーディネーター事業
- ⑨ 日本政策金融公庫法の特例（スタンバイクレジット）
- ⑩ 貿易保険法の特例（※）

※海外展開による経営革新の場合のみ対象となります。

なお、支援措置については、承認をうけた後それぞれの支援機関等の審査が必要となります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

◎ 中小企業者の経営相談フロー

